

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

特報

役人主導のデータ監視国家か、生活者中心の自由で効率的な社会か

自治省の『住民基本台帳法の一部改正試案』を裸にする

全国民を丸裸にし、バーコード監視を目指す

自治省の『総背番号法試案』に対する見解

住民票コードと住民基本台帳カードの導入を認めれば個人情報はずたれ流しになる

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

一九九七年七月三十一日運営委員会承認

主な記事

- ・「総背番号法試案」に対する見解
- ・アメリカのプライバシー保護立法
- ・「試案」で問われる国会議員の姿勢
- ・自治省「住民基本台帳法改正試案」

去

る六月十七日、突如、自治省は、『住民基本台帳法の一部改正試案（試案）』を発表した。この試案は、国民全員に強制的に「背番号コード（住民票コード）」を付け、全国共通の「国民登録証（ID）カード（住民基本台帳カード）」の発行を狙いとしたもの。

コードとカードを使って、すべての国民を丸裸にし電子監視することをめざした、いわゆる『総背番号法試案』だ。この試案の基礎となっているのは、自治省行政局長の私的研究会が九六年三月に発表した「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会最終報告（『私的研究会最終報告』）である。

私的研究会最終報告と今回の試案とは、制度面では、「住民基本台帳コード」が「住民票コード」に、「中央センター」が「指定情報処理機関」に名称変更された点を別とすれば、大きな変化はない。しかし、今回の試案は、プライバシー保護対策の面では大きく後退した。このため、かえって、この役人主導の電子監視国家システム構築法案の 素顔をあらわにしたといえる。

PIJ運営委員会は、自治省の試案を慎重に検討し、見解をまとめるに至ったので発表する。

全国民をバーコードで監視

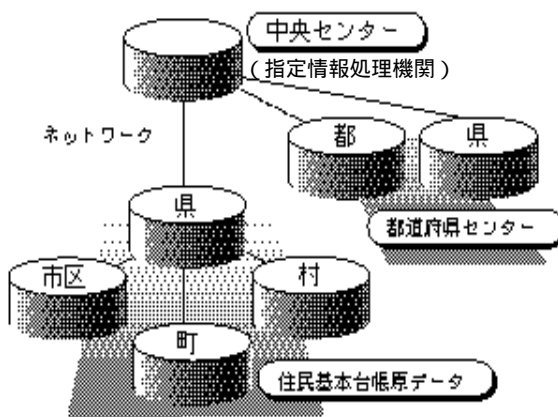
周知のように、コードとカードを使い国民をデータ監視しようというのが、かねてからの自治省の構想だ。試案によると、背番号となる住民票コードは10ケタで、市町村がランダムに付けることになる。いったん付いたコードは、入れ墨 のようなもの。余ほどの理由があれば別だが、「一人一コード、生涯不変」が原則。転居しても、変わらない。

背番号コードと、氏名、住所、性別、生年月日の4基本情報（『本人確認情報』、『背番号コード情報』）は、国民全員の分について、各自治体の垣根を越えて全国ネットコンピュータシステム（『住民基本台帳ネットワークシステム』）で集約・管理することになる。このため、これまでの市区町村の組織に加え、都道府県単位組織および全国センター（指定情報処理機関）を設けることになる（図1）。

いずれにせよ、背番号コード制は、すべての商品に固有のナンバーをつけて識別するバーコードシステムと変わりが無い。商品のバーコードを読み取れば、その商品の品名、価格、性格などを知ることができる。また、中央のコンピュータと直ちにデータ交換を行うこともできる。

このように、自治省が、わざわざ「住民票コード」という名称を使ったのもつなげられる。試案では、センターのファイルに記録できるデータは、番号コードに加え、氏名、住所、性別および生年月日の基本4情報に限定される、と

〔図1〕ネットワークのイメージ



バーコードシステムの出現により、以前に比べると、商品の管理はきわめて容易になった。同じように、国民一人ひとりにバーコードを付ければ管理は容易になる。まさに、『国民の人格はスーパードで売られる商品と同じように、一人ひとりにバーコードを付けて徹底的に管理する』というのが、自治省の役人の発想の原点のようだ。

このように、自治省が、わざわざ「住民票コード」という名称を使ったのもつなげられる。

試案では、センターのファイルに記録できるデータは、番号コードに加え、氏名、住所、性別および生年月日の基本4情報に限定される、と

〔表1〕SPRA入力情報の内訳

- ・PIN（国民背番号）
- ・氏名
- ・住所
- ・管理教区
- ・本籍地
- ・出生地
- ・国籍（スウェーデン人、その他）
- ・婚姻関係（独身、既婚、離別、その他）
- ・認知関係（たとえば、配偶者、子どもなど被扶養者のPIN）
- ・所得税の賦課額
- ・本人および家族の所得額
- ・本人および家族の課税対象資産
- ・居住用として保有する不動産（1戸建て、集合住宅、農家、別荘、その他）
- ・不動産所在地の県の地域番号
- ・建物の類型（建物の種類、大きさ、建築年、1階建て、・2階建て、地下室の有無、その他主たる定着物）
- ・不動産の評価額
- ・ダイレクト・メール送達の是非
- ・このファイルを最後に変更した日付

している。

ちなみに、自治省がモデルとしているのは、いわゆる「北欧方式」である。たとえば、スウェーデンの中央センター（SPAR）では、広範なデータが各人のファイルに記録されている（表1）。

PIJ 自治省の『総背番号法試案』に対する見解

このスウェーデンの例は注目に値する。いったん自治省構想を許すと、センターにある各人のファイルへの入力情報は見る拡大していかないとも限らない。たとえ法令で入力情報を限定することとしても、法令の改正自体が役人の意思でなんとでもなる国会の現状では、歯止めにはならない。将来は、本人および家族の血液型、DNA情報、資産額、職歴等々、入力情報は次第にエスカルトしていくかも知れない。

この点、わが国よりも先に『統合電子住民カード』を実施しようとしている韓国の例は示唆に富んでいる。すなわち、韓国では、一枚のICカードに、住民登録証、医療保険証、運転免許証および国民年金証の証明機能を統合し、国民必携かつ警察官の提示要求に応える義務を課す、という。この『統合電子住民カード』には、住民番号、戸籍情報、血液型をはじめ、これらの証明事項にかかわる各種の情報が記録されるという。

早晩、わが国の自治省が構想するカードにも、中央センターのファイルにも、このような多様な個人情報が入力されていくであろうことは、目に見えている。

〔図2〕考えられるIDカードのイメージ



カードにバーコードを付ければ、コンビニでも使える？

一方、背番号コード情報などを記録した全国共通の国民登録証（ID）カードは、市区町村が発行することになる。顔写真入りとし、身分証明証として使わせようと自治省はもくろんでいるようだ（図2）。また、IC（集積回路）カードで、最高八千文字書き込める（書き換えも可能な）ものを想定しているようだ。書き込みの内容は、各自治体の判断による。

問題なのは、自治省がかなり前から

PIJ 自治省の『総背番号法試案』に対する見解
裏で着々と準備されるカード導入

〔表2〕行政カードとキャッシュカードを共用化している自治体の状況

| 市町村名 | 運用開始 | 配布対象 | 備考 |
|---------|--------|------------|-------------------|
| 富山県立山町 | 96年6月 | 60歳以上 | 地域カードシステムモデル地域 |
| 茨城県北茨木市 | 95年10月 | 65歳以上 | |
| 静岡県豊田町 | 97年10月 | 20歳以上 | |
| 兵庫県浜坂町 | 未定 | 検討中 | |
| 兵庫県五色町 | 92年4月 | 30歳以上 | |
| 兵庫県加古川市 | | | |
| 兵庫県稲美町 | 93年10月 | 全住民 | |
| 兵庫県播磨町 | | | |
| 鳥取県米子市 | 未定 | 検討中 | 地域カードシステムモデル地域 |
| 島根県出雲市 | 91年6月 | 1925年以前生まれ | 96/12から40歳代も配布対象に |
| 広島県東広島市 | 95年2月 | | |
| 香川県香川町 | 95年10月 | 65歳以上 | 地域カードシステムモデル地域 |
| 愛媛県西条市 | 95年10月 | | |
| 熊本県山鹿市 | 97年10月 | 全住民 | |
| 大分県佐伯市 | 92年8月 | 20歳以上 | |

ら、自治体に対しカード発行について、水面下で準備作業を行うように工作してきていることである。「市民カード」や「地域カードシステム」導入が各地で相次いでいるのは、このためだ（表2）。

自治体は、カード導入にあたり、

住民に対しとかく利便性のみを強調しがちである。救命や病気治療などの理由を前面に押し出し、本人や家族の血液型、病歴や常用薬などをカードに記録させるケースもめだつてきている。自治体によっては、キャッシュカード機能までつけて、カードを携帯するくせまでつけさせようとしている。

このように、自治省は水面下で全国共通の国民登録証（ID）カードの下地づくりを懸命にやっている。しかし、ここでは、カードに記録する個人情報はどう限定するかなどの議論はまったくやっていない。このままでは、自治体というループホール（抜け道）を使って、カードの中へ、職歴や所得額、さらにはDNA情報などの書き込みに進む恐れがある。

自治省の役人の狡猾さも目に余るが、中央に盲従の自治体もふがない。自治体の議員

は何のためにいるのか。

自治体の中でも、とくに問題なのが岐阜県のケースだ。ここでは、梶原知事（元建設省）と森元副知事（元自治省）の元役人コンビが、背番号コードとICカードの初めての都道府県レベルでの実験計画を始めようとしている。そればかりではない。「産学官ICカード導入研究会」を組織し、コンピュータ業者などと結託し、自治省が世論を気にして言葉をにごしているコードとカードの民間利用にまで踏み込んで実験を進めていることだ。

こうした知事を、自治相の私的懇談会にかかえ込み、許されざる実験を黙認している黒幕は自治省の責任は重い。同省は、ただちにカモフラージュされた電子収容所列島化をねらいとした岐阜実験場での裏口実験をただちに止めるべきである。

ねらいは国民皆登録証携帯制度

試案は、背番号コード入りの国民登録証（ID）カードがあれば、住民票交付や転出、転入の手続きを簡素化できるといふ。ひいては、カードを提示した人には、行政サービスを全国共通に提供できるようにするといふ。また将来的には、パスポートの発給や運転免許証の発行、緊急時や選挙の際の本

人確認などにも利用できるという。さらに、介護保険制度導入後の利用なども示唆している。

自治省は、背番号コードを国や自治体を通じた共通番号とし、国民登録証（ID）カードの多目的利用（汎用）を狙っている。試案では、カードは希望者にだけ発行するとしている。しかし、カードなしに行政サービスを受けるのが難しくなるのは目に見えている。また将来、韓国の「統合電子住民カード」構想のように、常時携帯させ、警察官の提示要求に応じなければならぬ、という方向にエスカレートしていくのも必至であろう。

まさに、自治省役人のねらいは「国民登録証携帯制度」の導入だ。言い換えると「国内パスポート（旅券）」を入れようというのが本音。

ICカードは不要

ICカードに記録された背番号コードやその他の個人情報の絶対的安全性が守られ、ICカードの偽造が完全に防止できる可能性などない。現在でも、個人情報の横流しが日常化している。紛失したり盗難にあったICカードに記録された背番号コードやその他の個人情報がたれ流しになり、さらには有価物（商品）とし

て密売される懸念も強い。また、密航者グループを捕らえてみたら、全員が市区町村発行の背番号コード情報入りの偽造された国民登録証（ID）カードを携帯していた、という笑えない話も出てくるに違いない。

いずれにしろ、さまざまな自分のプライバシーの詰まったICカードを日常持ち歩くことなど、よく考えてみるとバカけている。第一、特別の読取機を持っていない本人（情報主体）には、カードに書き込まれた内容が読めない。また、普通の人が、住民票の交付を申請したり、免許証やパスポートの発行を求めて、毎日、役所の窓口に並ぶわけでもない。

むしろ、紛失や盗難などを考えたらICカードを老人から子供まで大多数の国民に持たせるのは、不必要であるばかりか、危険ですらある。

国民には毎年更新する義務が課されたり、一億枚のカード納入をめぐって、業者とのあらたなゆ着が生まれるなど、利権のそづくつになる恐れもある。

現在行政が発行済みのものも含め、容量の大きいIC仕様のカードの発行は法律で禁止すべきである。

アメリカ、カナダ、スウェーデンなど、何らかの番号制を導入している先進諸国においても、内国民に對

して顔写真付き・番号付きの国民登録証（ID）カードの携帯を義務付けているケースはほとんどない。役人が、国民を常時監視しようとの不純な考えを持たないようするためにも、全国統一仕様の国民登録証（ID）カードの発行は絶対に認めてはならない。

国内を歩くのにパスポート（旅券）が必要な国にする権限など、自治省の役人にはないはずだ。

カード発行の問題を過小に評価し、見過ごせば後で大変なことになる。

カードなしに街中を歩けなくなったり、勤めに出られなくなるのもちろんのである。そればかりか、私たち国民は、社会生活の面で広く「個人として扱われる」ことになつてしまふ。私たちは、こんなカード万能社会は、望んでいない。クレジットカードになりたくない。

中身ゼロの

プライバシー保護措置

試案では、「本人確認情報」つまり背番号コード情報 の不法な利用などの懸念に関して、「OECD8原則等を踏まえた保護措置に関する規定を整備し、技術上も万全な保護措置を講ずる」ので、大丈夫だといふ。

PIJ 自治省の『総背番号法試案』に対する見解

しかし、試案に盛り込まれた保護策なるものは、現実と遊離し有名無実化している。

例えば、背番号コード情報に携わる職員に守秘義務を課すとか、情報の移転には専用通信回線を使うなどの措置が典型である。また、背番号コード情報を管理する市区町村、都道府県および全国センター（指定情報処理機関）に苦情処理の努力義務を課すことなども同様である。

こうした保護策は、背番号コード情報が多目的に供されない場合には、ある程度効果が期待できる。ところが、試案がいうように、公的介護保険など福祉分野に使うとなると、背番号コード情報は民間分野に幅広く流通してしまう。行政間では情報の移転に専用通信回線を使うというが、民間にも背番号コード情報が流通してしまつた状況の下で、何を守るうというのか。明らかに血税のムダ遣いである。

また、民間機関が入手した背番号コード情報を横流ししたとしても、情報主体である本人がそれを追求するのは至難のわざである。それどころか、民間でたれ流しされているかどうか、本人にはわからないのである。

国の個人情報保護法は、民間分野

や背番号コード情報（住民基本台帳ネットワーク）システムには適用されない。また、民間や各種行政機関に幅広く流通することになる背番号コード情報に関する濫用監視や苦情処理については、各自治体や全国センターに設けられる苦情処理組織では、ほとんど対応ができないのは目に見えている。

国および自治体が、民間分野にも適用ある包括的な個人情報保護法を制定することが先ではないか。また、行政の縦割りを越え、しかも民間分野も含め個人情報の保護にあたる、独立監視機関（プライバシー・オンブズマン）の設置も不可欠だ。カナダやオーストラリアの連邦議会直属のプライバシー・コミッション、スウェーデンのデータ検査院などを見習うべきである。

試案では、背番号コード情報を取り扱う機関に「漏出等を防止するために必要な安全確保措置を講じなければならぬ」とか、「苦情の適切な処理に努めなければならない」とか、空虚な表現が目につく。実効性のある具体的な保護策を何ら示していない。

「21世紀の高度情報化社会のために」とかいつて、全国民バーコード監視システムを自分らで持ち上げてはいるものの、余りにも貧弱なプラ

イバシー保護策には、あきれるばかりである。

ポーズだけの
地方分権的な管理

自治省は、背番号コードと国民登録証（ID）カードの導入は、「地方分権の流れに対応」し、「住民基本台帳に記録された本人を確認するための情報を市町村を越えて全国共通に効率よく利用できる情報システムを構築する」ことが狙いだという。

しかし、そもそも住民基本台帳事務は、市区町村の「固有事務」とされているものである。それを自治省が音頭をとって束ねてしまうことがどうして、地方分権の流れに対応することになるのだろうか。逆に、地方分権の流れをせき止めようとしてるのは明らかだ。これは、当初、全国センター（指定情報処理機関）を自治省所管としようとしていたことからわかる。

当初のプランに対しては、批判が集中したことから、最終的には、センターは都道府県共同の設置ということに落ち着いた。

こうした経緯からもわかるように、地方分権云々は、まさにポーズでしかない。自治省が後に退いた形で、背番号コード情報システムや全国セン

ターを実質的にコントロールできると読んだ上での提案といえる。

地方分権云々が単なるポーズである証拠はまだある。

自治体が、住民のプライバシーを守ることをねらいに定めている個人情報保護条例に盛り込まれた、他の団体との情報のオンライン（接続）禁止条項を、自治省が、撤廃するように指導していることだ。

そもそも各自治体は、それぞれの自治体事務に利用するということが住民の情報を収集することが許されている。一方、住民の側も、こうした前提に信頼を置いた上で、自治体が住民情報を収集・利用することに同意している。したがって、住民情報が、各住民の所属する自治体事務以外の目的に利用されたり、外部提供されたりすると、この信頼の原則はくずれてしまう。また、住民のプライバシーは守れなくなる。

自治体条例のオンライン禁止条項は、まさにこうした問題が起きないように設けられているものである。

自治省のオンライン禁止条項削除指導に対しては、多くの自治体関係者が疑問を投げかけている。

また、こうした指導は、自治体の自治権を骨抜きにすることにもつながる。明らかに、憲法第八章で制度

的に保証された「地方自治」に対する介入ととれる。オンライン禁止条項を削除しなければ自治省構想が実現できないとすれば、構想自体きわめて違憲性が濃いと判断せざるを得ない。

また、中央集権的な背番号コード情報システムを無理やり、地方分権的なシステムに装丁、つじつま合わせをしようとしていることから、大きな矛盾が出てきている。

すでに指摘したように、自治省は、背番号コード情報システムや全国センターを、国の仕組みではなく、自治体共同の仕組みとして位置付けた。しかし、このため逆に、自治体には適用されない国の個人情報保護法ではカバーできない仕組みになってしまった。

そこで、試案に示されているように、住民基本台帳法の中に規定を置いて、プライバシーを保護しようということになったわけだ。純粹に住民登録目的だけに背番号コード情報やシステムなどが使われるのであれば、こうした法的対応でもよい。しかし、納税者番号や介護保険など多目的で使ってもよいとなると、こうした法的対応では不十分、いやまったくお話にならない。

くとも民間機関にも適用ある個人情報保護法やデータ照合規制法などを定めなければならない。独立したプライバシー専門のオンブズマンの設置も不可欠だ。

いずれにしろ、自治省構想は、地方分権とはなじまないものである。この構想について、地方分権云々は、止めた方がいい。

多目的利用で
プライバシーたれ流し

こうした貧弱なインフラのまま、コードやカードの導入を許せば、個人情報とはどもなくたれ流しになるばかりか、コード付きで横流しされるようにもなる。「21世紀の高度情報化社会は、個人情報バークード付き商品として堂々と取り引きされる社会」と化するのではないか。

背番号コードを納税者番号として使うとしたら、どうなるのだろう。どんな雑誌に原稿を書いても、給料を受け取る時には、自分のコードを知らせなければならぬ。また、雇用主や税理士には、年末調整の際、配偶者控除や扶養控除の適用を受けるために、本人のみならず家族全員のコ드를知らせなければならぬ。これでは、自治体や全国センターの職員に守秘義務を課しても、

何の役にも立たない。

結局、背番号コード情報が限りなく民間機関にたれ流しになることは目に見えている。試案は、自治体や全国センターに設けられた苦情処理機関で対応するというが、これらの機関に明確な強い権限を与えるとは明記していない。単なる、苦情承り所として市民の苦情や抗議を、「お聞きする」だけではないのか。

つまり、背番号コード情報が横流しにされても、本人の自己責任で対処しろ、ということになりかねない。苦情処理機関も頼りにならず、法的保護も受けられず、普通の市民にはどうにもならないのではないか。

結局、試案に盛り込まれた保護策は、この点でも空論化するのは明らかだ。だから、納税者番号を導入するにしても、プライバシー保護のために、課税目的に限定した税務固有の番号を使わなければならないわけだ。さらに、この「番号」は、民間機関が使うてはならない、とすべきである。

まさに、オーストラリアの「タックス・ファイル・ナンバー」(TFN = Tax File Number)は、こうした趣旨で導入された番号制だ。わが国でも、現在、納税者整理番号が各納税者につけられている。これを整備し使えば十分なわけだ。課税に

固有の限定番号であれば、他の機関では使っていないから、芋づる式にプライバシー(税務以外の情報)をたぐれない。したがって、番号を横流ししても余り利用価値がなくなり、支払先に安心して番号を提示できる。

いま、金融機関などに運転免許証を提示したとしても、中に書かれた番号には注目されない。これは、その番号が運転免許証専用の限定番号だからである。しかし、この番号が様々な分野で多目的に使われているとしたら、どうだろうか。民間機関は競って番号の提示を求め、その個人の情報をこの共通番号で収集・管理しようとするに違いない。

まさに、問題の本質は、個人情報共通番号で収集・管理できるようになること、すなわち、共通番号の汎用性、国民総背番号化にあるわけだ。

問われる自治省役人の感覚

自治省は、試案の説明の中で、背番号コードを図書館での貸し出しの際の本人確認にも利用できると示唆する。しかし、この考えは、余りにも安易で危険ではないか。自治省役人のプライバシー感覚は、限りなくゼロに近い、と言わざるを得ない。

日本図書館協会は、一九七九年に

「図書館の自由に関する宣言」(五四年採択・改訂)を出している。その中で、「図書館は利用者の秘密を守る」(第三項)とつたっており、図書館に利用者の秘密を守る義務があることを明らかにしている。

また同協会は、図書館の貸出業務のコンピュータ化に伴うプライバシー問題に対処するために、一九八四年に「貸し出し業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報保護の保護に関する基準」を採択している。この基準はOECDプライバシー保護8原則などに基づいて制定されたものである。この基準の一つに、「登録者の番号は、図書館で独自に与えるべきである。住民基本台帳等の番号を利用することはしない」とつたっている。

こうした規定は、図書館の利用者が安心して自由に本を借り出して読めるようにするための当然の措置である。背番号コードを使って、利用者の読書傾向などを判断できないようにしようというものである。自由社会を守るためには、必要不可欠な措置といえる。

自治省が背番号コードを図書館にも使わせ、こうした確立した図書館秩序に挑戦しようというのであれば、事は重大だ。

商品化するプライバシー

問題は、まだまだある。九六年三月に自治省が出した最終報告では、データ「背番号コード情報」の「民間部門の利用規制に係る措置」として、次のことがうたわれた。

- ・ 民間機関には原則としてデータ提供は行わないものとする。
- ・ 法令上の権限を有しない者は、取引の条件等として、コードの提示を求めてはならないものとする。
- ・ 法令上の権限を有しない者は、コードを基礎としたデータベースの構築をしてはならないものとする。

ところが、今回の試案では、これら最終報告に盛り込まれた措置を完全にトーン・ダウンさせてしまっている。そして、「本人確認情報(背番号コード情報)の保護措置」の一つとして、「何人も、みだりに、同一世帯員以外の者に住民票コードの告知を求めてはならないこととするなど、法令上権限のない者の住民票コードの利用を規制する」(引用者傍点)と規定するだけに終わっている。

結果として、民間機関への背番号コード情報提供の原則禁止、コードを基礎としたデータベース構築の原則禁止など、最終報告で明確にされたルールはどうなるのか、試案から

ははつきりと読みとれなくなった。

試案のいう「法令上権限のない者の住民票コードの利用を規制する」とは、国会の承認がなくとも役人が自由にできる政省令で、形だけのコードの利用制限を行おうということではないか。言い換えると、背番号コードの民間利用も、コードを使ったデータベースの設置も、原則OK(解禁)という方向性を狙っているのではないか。

今回の試案では、これまで言ってきた、コードの納税者番号としての利用について意図的にふれないようにしている。これなども、臭いものにはしばらくフタをしておけばよい、そして導入後に、なし崩し的に拡大利用をはかればよい、というこん胆であろう。

役人をコントロールし、民意を国政に反映させるのが、国会の役割だ。しかし、これでは、国会を素通りし、役人の作文次第で、民間機関は次々と、国民のプライバシーをバーコード付きの商品のように管理できることにもなる。由々しい問題だ。

どうする「データ照合規制」

自治省の最終報告には、「ネットワークに係る保護措置」の一つとして、次のことがうたわれていた。

「コードを基礎に構築されたデータベースと他のデータベースとを結合してはならないこととする。」これは、いわゆる「データ照合の禁止」をつたったものだ。

たとえば雇用保険(失業保険)受給者のデータベースと所得税納税者のデータベースとをコンピュータを使って照合すれば、比較的容易に保険の「不正受給者」を見つけることができる。この場合、双方のデータベースが各人の背番号コードを使って作られていれば、より効率的にデータ照合が実施できる。

このように、そもそも背番号コードを行政機関共通の番号として使うねらいの一つは、データ照合の効率化にある。しかし、データが不正確なまま照合が行われたり、操作する者の入力ミスがあると、とんでもない照合結果がはじきだされることは、十分予想できる。この誤った照合結果が、「電算処理だからあっていい」という思いこみと結びつけばどうなるか。誤った照合結果が一人歩きしたり、無実の者が汚名をきせらせることにもなりかねない。

身に覚えのないクレジットカード決済の請求、払ったはずの税金の督促状、契約していない自動振替支払の引き落とし、などコンピュータと

個人情報がかからんだミスは、いまでも多数発生している。このため、アメリカ、オーストラリアなど先進各国では「データ照合規制法」を定め、人権の保護にあたっている(表3)。

〔表3〕各国のデータ照合規制

| | |
|---------|-------------------------------|
| アメリカ | コンピュータ照合・プライバシー保護法(1988年) |
| カナダ | データ照合・社会保険番号利用規制ガイドライン(1989年) |
| オーストラリア | データ照合・プログラム規制法(1990年) |

つまり今日、背番号の多目的利用にあたっては、データ照合規制法の制定が前提であることは、先進諸国では常識となっている。この点、自治省の最終報告では、前述のとおり、背番号コードを使ったデータ照合は一律禁止とした。ところが、今回の試案では、データ照合については、まったく触れるところがない。

これはどういったことなのであるか。データ照合規制法制定の目的がたつたということなのである。かであるならば、早く「データ照合規制法案(要綱)」を発表して欲しい。たぶん、何もできていないのでは

ないか。実際、データ照合を規制するとすれば、時間をかけた省庁間での綿密な「調整」が必要となる。これでは法制定の展望は見えてこない。そこで試案では、沈黙は金なり

〔表4〕各省庁の個人情報ファイルの保有状況

| 保有機関の名称 | ファイル数 | 主な使用行政分野 | 主なファイル名 |
|-----------|-------|--------------|---------------------------|
| 総 理 府 | 2 | 叙勲、褒賞 | 春秋叙勲受賞者ファイル |
| 公正取引委員会 | 1 | 文献管理、検索 | 図書文献情報ファイル |
| 警 察 庁 | 6 | 運転免許 | 運転者管理ファイル |
| 総 務 庁 | 2 | 恩給 | 恩給等受給者データベース |
| 北海道開発庁 | 3 | 道路占用許可 | 道路占用許可マスタファイル |
| 防 衛 庁 | 3 | 医療 | 診療データベース |
| 科学技術庁 | 4 | 科学技術動向 | 研究者研究課題情報ファイル |
| 環 境 庁 | 6 | 文献管理、検索 | 自然環境文献データファイル |
| 法 務 省 | 95 | 登記、出入国管理 | 登記簿、日本人出帰国記録マスタファイル |
| 司法試験管理委員会 | 1 | 試験管理 | 司法試験2次試験ファイル |
| 外 務 省 | 3 | 旅券管理 | 旅券管理マスタファイル |
| 大 蔵 省 | 2 | 医療 | 患者データベース |
| 国 税 庁 | 16 | 税務 | 所得税納税者原簿管理ファイル |
| 文 部 省 | 575 | 学生管理、医療 | 教務ファイル、入学試験ファイル、患者登録ファイル |
| 厚 生 省 | 113 | 援護、医療 | 援護年金個人データファイル、診療報酬明細書ファイル |
| 社会保険庁 | 6 | 保険、年金 | 健康保険・厚生年金保険現存被保険者ファイル |
| 農林水産省 | 8 | 文献管理、検索 | 農林水産試験研究課題ファイル |
| 食 糧 庁 | 354 | 米麦の集荷等 | 生産者マスタファイル |
| 林 野 庁 | 1 | 文献管理、検索 | 林業・林産関係国内文献分類目録 |
| 水 産 庁 | 2 | 学生管理 | 学籍簿管理ファイル |
| 通商産業省 | 14 | 石油製品販売業、鉱業権 | 石油製品販売業者ファイル、鉱業権登録ファイル |
| 特 許 庁 | 3 | 工業所有権 | 工業所有権登録ファイル |
| 運 輸 省 | 4 | 自動車行政 | 自動車登録ファイル |
| 海上保安庁 | 1 | 海上保安行政 | 船舶明細情報ファイル |
| 気 象 庁 | 1 | 文献管理、検索 | 技術文献情報ファイル |
| 郵 政 省 | 12 | 郵政事業 | 通常貯金原簿ファイル、簡易保険契約原簿ファイル |
| 労 働 省 | 8 | 労働保険 | 雇用保険被保険者ファイル |
| 建 設 省 | 26 | 道路占用許可、建設業許可 | 道路占用許可ファイル、建設業許可情報ファイル |
| 合 計 | 1,272 | | |

と決め込んだのではないか。21世紀の高度情報化社会では、とても通用しない試案」といってよい。こうした状況の下で背番号コードを行政機関共通で使うなど、とんでもない話

である。自治省は、まず、データ照合規制法の制定を各省庁に働きかけ、早急な実現をめざすべきである。

PIJ 自治省の「総背番号法試案」に対する見解

マスターキー

つくるのは危険

かねてから各行政機関は、所轄事務にかかわる国民情報のデータベース化を進めている（前頁表4）。

また、各機関のデータベースに力された国民情報を各人に付けた背番号で管理し、相互利用を進めようと、共通番号の導入を検討している。自治省の狙いは、自らの背番号コードを共通番号に採用させることにあるようだ。本音は、省庁間の権限争いで優位に立つことにあるようだ。

「番号化社会」といわれる今日、私たちの周りには各種の番号コードが氾濫している。また、番号の利用から受ける利点も決して少なくない。しかし、こうした番号がすべて共通となり、マスターキーと化したら怖い。

個人情報欲しい者は、なんとしなくても マスターキー を手に入れようとするに違いない。

共通番号、つまり一つの行政番号の汎用（多目的利用）は危険だ。行政番号はむしろ、税務、年金、介護保険など行政分野ごと、自治体ごとに、原則として 固有の限定番号 を使うべきだ。また、民間との共用は禁止すべきだ。

PIJ 自治省の『総背番号法試案』に対する見解

複数の限定番号が併存するのは効率的でないかも知れない。だが、完全な効率性とは、人間の個としての存在を許さない形でしか実現できない。とすれば、この程度の非効率こそが、私たち生活者の自由とプライバシーを守り、わが国をデータ監視社会、役人主導の電子監視国家にしないためにも払うべき必要最小限のコスト といえる。

マスターキー は不要だ。いや、危険ですらある。

自治省構想は

必ず負の遺産になる

自治省が考えている構想は、単に行政の高度情報化、簡素効率化の次元で検討しては、問題の本質を見誤ることになる。

かつてドイツでも、わが国と同様の制度導入が問題となった。論争は法廷に持ち込まれたが、裁判所は「個人を全人格的に管理することにつながる住民基本台帳番号制度は人格権を侵害し憲法違反」とした。このため、連邦内務省は制度導入を撤回し、今日に至っている。

同様の憲法判断はハンガリーでも示されている。同国の憲法裁判所は、九一年四月に、国政調査法の下で、国民の個人情報の収集・処理に多目

の利用を前提とした個人背番号を使うのは憲法違反とした。

またオーストラリアでは、八五年に多目的利用を前提とした「オーストラリア・カード」と名付けられた国民総背番号・国民皆登録証携帯制度が提案された。しかし、この提案は、国民のプライバシー（人格権）を国が支配するデータ監視社会化の構想であるということ、国民の強い抵抗に会った。そして最終的には廃案となった。

一九九一年にはニュージーランドで「キユウイ・カード」と名付けられた国民総背番号・国民登録証携帯制度が提案された。しかし、国民が猛反対、計画は撤回された。

わが国でも、七〇年代に「各省庁統一個人コード」と名付けられた国民総背番号制度が提案された。しかし、この構想は国民の強い反対に会い七五年に廃案となった。

自治省は、今秋の臨時国会に法案を提出し、二〇〇〇年から背番号コード、国民登録証（ID）カードの実施をめざすという。

しかし一方で、政府は、21世紀初頭までに、「電子政府」づくりをめざす方針を出している。計画では、各種行政手続をインターネットを使って処理することを想定している。

こうした中、自治省が独自に専用回線を使って背番号コード情報（住民基本台帳ネットワーク）システムを構築するのは、血税のムダ遣いではないか。また、インターネット上で、背番号コードを多目的利用するの、データ安全上大きな問題である。

20世紀の最後に最悪の負の遺産を21世紀に贈らないためにも、各界が一丸となって、プライバシーゼロ社会の構築をめざす自治省のコードとカード導入を廃案とさせなければならぬ。

《第一〇五連邦議会（九七年上半期）分析》

アメリカで活発化する

プライバシー保護議員立法

電腦空間の自由と電子プライバシー保護にむき議員立法を点検する

PIJ 研究調査部

アメリカでは、企業はもちろ
んのこと行政のコンピュー
タや先端技術の利用が飛躍
的に拡大してきている。また、イン
ターネットなど、情報通信網の高度
化・グローバル化も著しい。

アメリカ社会の高度情報化・先端
技術の発展には、陽のあたる話題も
多いが、一方ではプライバシー問題
の深刻化など、負の課題も山積して
いる。

しかし、そこは 議員立法大団
アメリカ のこと、連邦議会には、
多様な課題に果敢に挑戦する議員が
多い。政策案から法律づくりまで、
行政府の役人に丸投げし、立法機能
不全状態に陥っているどこかの国の
議会とは対照的ともいえる。

連邦議会には、「電腦空間（サイバ
ースペース）の自由確保と電子プライバ

議員立法（法案）は次のとおり。

下院四七号「一九九七年郵便プ
ライバシー法（HR 49. Postal Privacy
Act of 1997）」

この法案は、合衆国郵政公社
（U.S. Postal Service）に「郵便サービ
スの利用者の氏名や住所等を第三者
に開示するのを禁じることをねらい
としたもの。

Condi議員（民主党・カリフォルニ
ア州）が、九七年一月七日に提出。

下院五二号「一九九七年健康情
報公正取扱法（HR 52. Fair Health
Information Practices Act of 1997）」

この法案は、健康情報の公正な取
り扱いのための行動基準の法定をね
らいとしたもの。

Condi議員（民主党・カリフォルニ
ア州）が、九七年一月七日に提出。

下院九八号「一九九七年消費者
インターネット・プライバシー保護
法（HR 98. Consumer Internet Privacy
Protection Act of 1997）」

この法案は、「コンピュータ・サー
ビス業者に対し、加入者の個人情
報を第三者に開示する場合には本人
からの書面による同意を義務づける
とともに、加入者本人に自己情報
の開示請求権および内容訂正権を認

めることをねらいとしたもの。
Ventoli議員（民主党・モンタナ州）が、
九七年一月七日に提出。

上院三〇六号「一九九七年遺伝
子情報による健康保険加入差別禁止
法（HR 306. Genetic Information
Nondiscrimination in Health Insurance
Act of 1997）」

この法案は、健康保険加入にあた
り、本人および家族の遺伝子情報の
提出または当該情報に基づき差別的
取扱いを禁止することをねらいとし
たもの。米国では健康保険は民営。
Slaughter議員（民主党・ニューヨー
ク州）が九七年一月七日に提出。

下院三四一号「一九九七年遺伝
子プライバシー及び差別禁止法（HR
341. Genetic Privacy and Nondiscrimi-
nation Act of 1997）」

この法案は、遺伝子情報の開示お
よび利用について法的規制を加える
ことをねらいとしたもの。
Searnes議員（共和党・フロリダ州）
が九七年一月七日に提出。

下院五三七号「一九九七年経歴
保全法（HR 537. Background Security
Records Act of 1997）」

この法案は、FBIが保有する特
定情報を含む経歴に関する記録で、

連邦議会下院上程法案

第一〇五連邦議会下院（HR =
House of Representatives）に上程され
た、主な電子プライバシー保護関連

アメリカで活発化するプライバシー保護立法

アメリカで活発化するプライバシー保護立法

ホワイトハウスに提出されるものに対し、適切なプライバシー保護および安全措置を講じるように義務づけることをねらいとしたもの。

Maloney議員（民主党・ニューヨーク州）が、九七年二月四日に提出。

下院六九五号「暗号技術の安全及び自由化法（HR 695. Security and Freedom Through Encryption (SAFE) Act）」

この法案は、暗号技術輸出規制の緩和および暗号キーの強制的預託の禁止をねらいとしたもの。

Goodlate議員（共和党・バーミンガム州）および七十人の賛同者が、九七年二月四日に提出。

下院七五三号「一九九七年政府情報機関予算公開法（HR 753. Intelligence Budget Accountability Act of 1997）」

この法案は、連邦情報機関の全予算の公開をねらいとしたもの。

Conyers議員（民主党・ミシガン州）が、九七年二月十三日に提出。

下院七七四号「一九九七年インターネットの自由及び子供保護法（HR 774. Internet Freedom and Child Protection Act of 1997）」

この法案は、インターネットの

自由を確保する一方で、未成年者を保護するために、サービス・プロバイダーに対し不浄データを取り除くソフトを顧客に提供するように義務づけることをねらいとしたもの。

Lofgren議員（民主党・カリフォルニア州）が、九七年二月十三日に提出。

下院一一八〇号「一九九七年家族団らんインターネット接続法（HR 1180. Family-Friendly Internet Access Act of 1997）」

この法案は、インターネットに家族が安心して接続できるように、サービス・プロバイダーに対し不浄データを取り除くソフトを顧客に提供するように義務づけることをねらいとしたもの。

McDate議員（共和党・ペンシルバニア州）が、九七年三月三十日に提出。

下院一一二六号「情報扱い読みからの納税者保護法（HR 1226. Taxpayer Browsing Protection Act）」

この法案は、課税庁（IRS）職員が、課税庁の保有する納税者のファイルに勝手にアクセスし、拾い読みすることに対し、刑事罰を科すことをねらいとしたもの。

Archer議員（共和党・テキサス州）が、九七年四月十七日に提出。

下院一二二七号「内国歳入庁業務責任法（HR 1227. Internal Revenue Service Accountability Act）」

この法案は、課税庁（IRS）職員が、納税者のファイルに勝手にアクセスし、データを拾い読みすることのないように業務責任を明確にし、その事実があった場合には刑事罰を科すことをねらいとしたもの。

Dunn議員（共和党・ロシントン州）が、九七年四月八日に提出。

下院一二八七号「一九九六年社会保障番号オンライン流通に係るプライバシー保護法（HR 1287. Social Security On-line Privacy Protection Act of 1996）」

この法案は、コンピュータ・サービス業者が、本人の同意なしに社会保障番号（SSN）を第三者に開示することを禁止することをねらいとしたもの。

Franks議員（共和党・ニュージャージー州）が、九七年四月十日に提出。

下院一三三〇号「一九九七年アメリカ家族プライバシー法（HR 1330. American Family Privacy Act of 1997）」

この法案は、連邦政府の官僚や職員が、インターネットを使ったり、本人からの書面による同意を得ること

となしに、社会保障口座情報、収入や受給額情報、納税申告情報などにアクセスすることを禁止することも、これら政府保有個人情報保護およびプライバシー侵害を調査する機関の設置をねらいとしたもの。

Kanjorski議員（民主党・ペンシルバニア州）が、九七年四月十五日に提出。

下院一三三二号「一九九七年社会保障情報保護法（HR 1331. Social Security Information Safeguards Act of 1997）」

この法案は、個人の社会保障記録の秘密保護のための、適切な仕組みや制度を開発することをねらいとし、社会保障庁長官に助言を与える専門家委員会を設け、その開催を義務づけることをねらいとしたもの。

Kennelly議員（民主党・コネチカット州）が、九七年四月十五日に提出。

下院一三六七号「一九九七年連邦インターネット・プライバシー保護法（HR 1367. Federal Internet Privacy Protection Act of 1997）」

この法案は、連邦機関がインターネットを使って、秘密扱いの個人の情報を入力することを禁止するとともに、違反があった場合、被害者に対する救済措置を与えることをねらいとしたもの。

Barrett議員（民主党・ウィスコンシン州）が、九七年四月十七日に提出。

下院一八一三号「一九九七年個人情報保護法（HR 1813. Personal Information Privacy Act of 1997）」

この法案は、社会保障番号およびその他の個人情報に関して、プライバシー保護をねらいとしたもの。

Kieczka議員（民主党・ウィスコンシン州）が、九七年六月五日に提出。

下院一八一五号「一九九七年先端技術時代における医療プライバシー法（HR 1815. Medical Privacy in the Age of New Technologies Act of 1997）」

この法案は、遺伝子およびその他先端技術時代における個人の医療・健康情報の保護をねらいとしたもの。

McDermott議員（民主党・ワシントン州）が、九七年六月五日に提出。

下院一九六四号「通信プライバシーシールド及び消費者権限強化法（HR 1964. Communications Privacy and Consumer Empowerment Act）」

この法案は、連邦取引委員会（FTC）および連邦通信委員会（FCC）に対し、プライバシー審査を行うことを義務づけたり、州際通商における暗号技術取引に制限を加えることや連邦および州政府職員が暗号キーの預託を求めるとを禁じ

ることをねらいとしたもの。

Markey議員（民主党・メリーランド州）が、九七年六月十九日に提出。

下院一九七二号「一九九七年子供のプライバシー保護及び親権強化法（HR 1972. Children's Privacy Protection and Parental Empowerment Act of 1997）」

この法案は、いわゆる「名簿業者（list brokers）」に対し、親から文書で同意を得ることなしに子供の情報を売買することを禁止するとともに、企業のマーケティング担当者に対し、子供の情報についてその親から開示請求がある場合、それに応じるように義務づけることをねらいとしたもの。

また、この法律は、子供情報のコンピュータ処理に刑務所にいる服役者の労働力を使うことを禁止することなどもねらいとしている。

Franks議員（共和党・ニュージャージー州）および三〇人の賛同者が、九七年六月十九日に提出。

連邦議会上院上程法案

第一〇五連邦議会上院（Senate）に上程された、主な電子プライバシーシールド保護関連議員立法（法案）は、次のとおり。

上院三三号「包括的犯罪規制法（S. 3. Omnibus Crime Control Act）」

この法案は、違法な盗聴を含む違法捜査に対する例外的取扱いを制限するとともに、携帯電話の傍受を処罰することをねらいとしたもの。Hatch議員（共和党・ユタ州）が、九七年一月二十七日に提出。

上院八九号「一九九七年遺伝子情報による健康保険加入差別禁止法（S. 89. Genetic Information Nondiscrimination in Health Insurance Act 1997）」

この法案は、保険会社が遺伝子情報に基づき健康保険への加入を拒否することや、本人から書面による同意を得ることなしに遺伝子情報を第三者に開示することを禁止するのをねらいとしたもの。

Kennedy議員（民主党・メリーランド州）が、九七年一月二十一日に提出。

上院三七六号「一九九七年暗号化通信プライバシー法（S. 376. Encrypted Communication Privacy Act of 1997）」

この法案は、暗号技術の輸出規制の緩和、暗号キー預託制度の推進、および、犯罪行為に暗号技術を使うことを処罰することをねらいとしたもの。

Leahy議員（民主党・バーモント州）が、九七年二月二十七日に提出。

上院二七七号「一九九七年デジタル時代におけるオンライン取引促進法（S. 377. Promotion of Commerce On-Line in the Digital Era(Pro-CODE) Act 1997）」

この法案は、暗号技術の輸出規制の緩和、情報保護技術の開発・促進などをねらいとしたもの。Burns議員（共和党・モンタナ州）が、九七年二月二十七日に提出。

上院四二二号「遺伝子の秘密保持及び差別禁止法（S. 422. Genetic Confidentiality and Nondiscrimination Act 1997）」

この法案は、DNAサンプルの収集、保存、分析が認められ条件を法律で明確にすること、遺伝子情報の収集、保存、分析および開示が認められる条件を法律で明確にすること、遺伝子情報の管理責任者を明確にすること、遺伝子情報を使い本人および家族を差別するのを禁止すること、個人の遺伝子プライバシー保護のための統一ルールを制定すること、並びに、被害者が容易に権利救済を求めることができるような仕組みをつくることなどをねらいとしたもの。

アメリカで活発化するプライバシー保護立法

自治省の『総背番号法試案』で問われる国会議員の姿勢

Domenici議員（共和党・ニューハンプシャー州）が、九七年三月十一日に提出。

上院五〇四号「一九九七年子どもプライバシー保護及び親権強化法（S. 504. Children's Privacy Protection and Parental Empowerment Act of 1997）」

この法案は、子どもの情報を、その親から書面による同意を得ることなしに売買することを禁止することをねらいとしたもの。

Feinstein議員（民主党・カリフォルニア州）が、九七年三月二十日に提出。

上院五二二号「情報拾い読みからの納税者保護法（S. 521. Taxpayer Privacy Protection Act）」

上院五二二号「同」
これらの法案は、課税庁（IRS）職員が納税者のファイルに勝手にアクセスし、拾い読みすることに対し、刑事罰を科すことをねらいとしたもの。

上院五二二号および五二二号は、Coverdell議員（共和党・ジョージア州）が、九七年四月八日に提出。

上院五二三号「納税者プライバシー保護法（S. 523. Taxpayer Privacy Protection Act）」

この法案は、課税庁（IRS）職

員が納税者のファイルに勝手にアクセスし、拾い読みすることを禁止し、違反行為を刑事罰の対象とするのをねらいとしたもの。

Chen議員（民主党・オハイオ州）が、九七年四月八日に提出。

上院六〇〇号「一九九七年個人情報プライバシー法（S. 600. Personal Information Privacy Act of 1997）」

この法案は、公開されていない個人情報売買を禁止すること、身分証明番号として社会保障番号（SSN）の利用を禁止すること、運転免許証に社会保障番号（SSN）を利用することを禁止することなどをねらいとしたもの。

Feinstein議員（民主党・カリフォルニア州）が、九七年四月十六日に提出。

上院八七五号「一九九七年電子郵便函保護法（S. 875. Electronic Mailbox Protection Act of 1997）」

この法案は、オンライン取引および通信を促進すること、頼んでもいない商取引情報のEメール送達を規制し、消費者やプロバイダーを保護することをねらいとしたもの。

Torricelli議員（民主党・ニュージャージー州）が、九七年六月十一日に提出。

自治省の国民総背番号試案で

問われる国会議員の姿勢

背番号コードと国民登録証カードはいらない

国民背番号問題検討市民ネットワーク（CNN）

総合対策委員会代表幹事 我妻恵利

行政改革、その一環としての規制緩和が急速に進んでいる。しかし、その負の波及効果として、例えば無原則に労働規制が緩和されるとしたら大きな問題だ。なぜならば、憲法は、市場競争原理を認めるとともに、労働権など人権の保障を重要な原理として

いるからだ。
自治省の背番号コードとカードの導入プランはどうか。行財政改革を追い風に、行政の高度情報化・簡素化の美名の下で進められようとしている。しかし、コードは、国民の広範なプライバシー（個人情報）の公有化が狙いであるし、カードは、国民の移動の自由を公権力が常に監視できるようにすることが本

当の狙いであることは明らかだ。

自治省のプランは憲法への挑戦

自治省のプランは、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定した憲法十三条への挑戦状ではないか。

一般の国民は、役人にバーコード（背番号）を付けられ、国内版パスポート（国民登録証カード）を持ち歩かされるような、窮屈な監視社会を望んでいない。むしろ、生活者中心の自由で人権の護られるかつたな社会を望んでいる。

言い換えると、国民は、非効率な役人天国を望んでいないのはもちろんのことである。だからといって、自治省の役人が考えるような、「個人ではなく、単にコードとカードでアイデンティティを確認」される、経済効率優先の社会で生きることが望んではいない。

したがって、いま求められているのは、社会システムとりわけコンピュータなどハイテク機器で管理された電子化社会システムの中に、いかに「生活者の個として生存する権利」を護るためのサブシステムを組み込んでいくかということだ。

国会は唯一の立法機関……

こうした重要な政策課題を検討し実現させていくのが、まさに国会議員の任務ではないかと思う。

私たちは小学生の頃から 国会は唯一の立法機関である と繰り返し教わってきた。にもかかわらず、現実にはほとんどの法律が行政の役人の手で作られていく。一方、国会議員の多くは、行政が法律をつくることに余り疑問を持たなくなっているように見える。政策立案もほとんど役人まかせ、というのが実情だ。

だが、国会議員には原点に戻って考えて欲しい。役人が国民をコードとカードで電子監視するための危険なシステムを作ろうとしているいま、これに異を唱え、逆に、生活者の自由や人権を護る政策を立案し、そのための法律をつくるのが、議員の任務ではないのか。

議員が、政策立案や法律づくりを

役人に丸投げでまかせているだけでは、国民は救われない。議員自らの手で、監視社会化を防ぎ、国民のプライバシーを護るための議員立法に積極的に取り組んで欲しい。

アメリカの議員立法の動き

この点、先端技術の発展、高度情報化に伴い、より深刻化してきているプライバシー問題に議員立法で果敢に取り組んでいるアメリカの議員に学ぶところも多いはずだ。

アメリカの社会保障番号(SSN)は当初から利用制限をしておかなかったがために、共通番号化してきている。そしてSSNのたれ流し、横流しが、大きなプライバシー問題となっている。アメリカのプライバシー保護団体は、SSNの利用規制実現に向けて多大なエネルギーを使うように強いられている。また、SSNの利用規制に向けた議員立法が、毎年のように連邦議会に提出されている。

カナダでも、社会保険番号(SIN)の共通番号化が大きな社会問題となっている。カナダ政府は、一九八九年にSINの利用制限対策を打ち出している。

アメリカ、カナダの教訓に学ぶ

アメリカやカナダの例からも分かるように、いったん多目的利用を前提とした背番号コードの導入を認めると、実質的に利用規制は不可能に近いということだ。後発のわが国は、こうした先発の国々の経験をよく学ぶことが大切だ。

単なる事務処理の変更か？

自治省のコードとカード導入構想は、いつけん無害な、行政の効率化のための 単なる事務処理システムにみえるように、巧妙につくられている。しかし、国民全員に背番号コードを強制的に付け、バーコード付き商品のように管理し、国民登録カードを国内版パスポートのように持ち歩かせようという自治省の構想は、紛れもなく、内務省 的警察国家の発想そのものだ。

この程度の 装丁と中身の違いは、説明すれば、たいして誰でもわかる。国会議員も目を覚まして欲しい。自治省の発想を許せば、「どうして生まれたばかりのこの子に、バーコードを付けなければいけないの?」といった若い母親の声が聞こえてくるはずだ。自治省構想の私的研究会や私的懇談会に参加し、呼び水の役割を果たした 識者 の責任は重い。

アメリカ、カナダの教訓に学ぶ

アメリカやカナダの例からも分かるように、いったん多目的利用を前提とした背番号コードの導入を認めると、実質的に利用規制は不可能に近いということだ。後発のわが国は、こうした先発の国々の経験をよく学ぶことが大切だ。

プライバシー公有化に反対しよう
自治省の構想は、プライバシーの公有化 の構想である。また、満足なプライバシー保護措置もないことから、この構想を認めれば、プライバシーは必ずたれ流しになる。

私たち生活者の自由やプライバシーを護るために、絶対に自治省構想の実現を許してはならない。

各界一丸となって反対しよう。
地元の国会議員に手紙を出そう。
マスコミに投書をしよう。

(わ)

自治省
住民基本台帳法の
一部改正試案

1 趣旨

高度情報化社会に対応して、住民基本台帳事務の簡素効率化、さらには、国、地方公共団体を通じた行政の効率化、合理化を図り、もって行政手続における住民の負担軽減、住民サービスの高度化等により住民の利便を増進するため、住民基本台帳に記載された本人を確認するための情報を市町村を越えて全国共通に効率よく利用できる情報システムを構築する必要がある。

このため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを追加し、電気通信回線に接続された電子計算機の利用による市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理、国の行政機関等への本人確認情報の提供等を行うための体制を整備するとともに、これに関する本人確認情報の保護措置を講ずる。

2 住民票コード

(1) 市町村が住民票に「住民票コード」を記載する。

(2) 転入者については、前住所地における住民票コードを記載し、全市町

自治省の「住民基本台帳法改正試案」

村を通じて初めて住民票を作成する場合には、市町村の使用できる住民票コードから重複しないように記載する。後者の場合には、本人に通知する。

(3) 市町村の使用できる住民票コードは、事前に都道府県が相互に調整をして、相互に重複しないものを割り当てる。

(4) 正当な理由のある場合には、市町村に対し住民票コードの変更を請求できる。

(5) 住民票コードの記載は、閲覧・写しの交付の際には省略する（ただし、本人及び同一世帯員への写しの交付は可）。

3 住民基本台帳事務の簡素化、効率化

(1) 自己又は同一世帯員の住民票の写し（戸籍の表示等一定の記載事項は省略）については、住民基本台帳カードを提示して、又は他の一定の方法により住所地以外の市町村に交付請求できる。

(2) 住民基本台帳カードを添えることで転出証明書が不要となる転入届の特例により、郵便によりあらかじめ転出届を出せば、窓口に出向く通常の転出届は不要となる。

4 都道府県の事務等

(1) 市町村は、氏名、住所、生年月日、

性別又は住民票コードについて住民票の記載等（記載、記載の修正又は削除）を行った場合には、電気通信回線により本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別及び住民票コード並びにその記載等に関する付随情報）を都道府県に通知する。

(2) 都道府県は、通知を受けた情報を磁気ディスクに記載する。

(3) 都道府県は、法律に規定する者の求めに応じて、法律に規定する事務の遂行のために本人確認情報を提供する。

(4) 都道府県は、他の都道府県における本人確認情報に係る事務処理や市町村における住民基本台帳に係る事務処理に関し、記録の正確性確保等のため、他の都道府県や市町村の求めに応じて本人確認情報を提供する。

(5) 都道府県は、市町村相互間の連絡調整を行うほか、法律で規定する関係事務を行う。

5 指定情報処理機関

(1) 都道府県は、自治大臣が法律で定める基準により指定する者（指定情報処理機関）に、市町村への住民票コードの割当て（2(3)）や法律に規定する者への情報提供（4(3)）、他の都道府県等への情報提供（4(4)）等の事務を委任することができる。

(2) 都道府県は、4(1)により通知を受けた情報を、電気通信回線により指定情報処理機関に通知する。

(3) 指定情報処理機関は、通知を受けた情報を磁気ディスクに記載し、委任を受けた事務を処理する。

6 本人確認情報の保護措置

(1) 市町村・都道府県・指定情報処理機関は、電子計算機処理に際し、本人確認情報の漏出等を防止するため必要な安全確保措置を講じなければならない。

(2) 都道府県・指定情報処理機関は、4(3)、(4)等法律で規定する場合以外には本人確認情報を利用提供することができない。ただし、都道府県は、都道府県条例で定めた目的に利用する場合など法律で規定する場合には利用できる。

(3) 本人確認情報の提供を受けた者は、その情報を目的外に利用してはならず、情報の漏出等を防止するために必要な安全確保措置を講じなければならない。

(4) 市町村・都道府県・指定情報処理機関の関係職員等は、関係職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 何人も、都道府県・指定情報処理機関に対し、自己の本人確認情報に

ついで開示を請求することができる。開示を受けた者から訂正等の申し出があったときは、調査を行いその結果を通知する。

(6) 市町村・都道府県・指定情報処理機関は、本人確認情報に関する事務の処理に関する苦情の適切な処理に努めなければならない。

(7) 何人も、みだりに、同一世帯員以外の者に住民票コードの告知を求めてはならないこととするなど、法令上権限のない者の住民票コードの利用を規制する。

7 住民基本台帳カード

(1) 住民基本台帳に記録されている者は、市町村に対し、氏名、住民票コード等を記録した住民基本台帳カードの交付を求めることができる。

(2) 市町村は、市町村の条例の定めるところにより、住民基本台帳カードをその条例の目的のために利用することができる。

8 罰則

関係職員等の守秘義務違反に対し罰則を課すほか所要の罰則を課す。

特別資料

(肩書きはいずれも当時)

自治省の背番号コードとカードの構想が、陽の目を見るにあたり、大いに協力された識者のかたがたは、つぎのとおり。「研究会」で討議され「中間報告」(CNNニュースNo.2)、「最終報告」(CNNニュースNo.415)として発表された構想は、「懇談会」での討議を経て自治省の役人の「試案」として発表された。

住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会委員名簿

- 秋山 穰 (桜美林大学国際学部教授)
- 朝倉敏夫 (読売新聞社論説委員)
- 安藤俊裕 (日本経済新聞社編集委員)
- 大島敏男 (日本放送協会解説委員)
- 加藤治彦 (NTTデータ通信第三公 共システム事業部行政シ ステム企画開発部長)
- 鐘ヶ江真知恵 (東京都中央区区民課長)
- 金子治夫 (静岡県浜松市企画課長)
- 川島正英 (朝日新聞社社友、 地域活性化研究所代表)
- 古農文雄 (日本経営協会コンサルタント)
- 小早川光郎 (東京大学法学部教授)
- 柴田啓次 (千葉経済大学経済学部教授)
- 鈴木康夫 (千葉大学教養部助教授)
- 長野和夫 (産業経済新聞社論説委員)
- 長谷部恭男 (東京大学法学部助教授)

水野忠恒 (早稲田大学法学部教授)

吉田 博 (地方自治情報センター 情報調査部長)

住民基本台帳ネットワーク システム懇談会メンバー

- 石 弘光 (一橋大学教授)
- 磯山隆夫 (東京海上火災保険 事務取締役)
- 市岡揚一郎 (日本経済新聞社論説主幹)
- 岩岡美紀子 (筑波大学助教授)
- 大橋有弘 (明星大学教授)
- 荻野直紀 (読売新聞社論説委員長)
- 梶原 拓 (岐阜県知事)
- 川上祐司 (日本教職員組合委員長)
- 公文 宏 (石油公団副総裁)
- 栗原 勝 (浜松市長)
- 小早川光郎 (東京大学教授)
- 堺屋太一 (作家、経済評論家)
- 佐藤晴男 (全日本自治団体労働組合書記長)
- 千葉一男 (新王子製紙 会長)
- 對馬好次郎 (横浜商工会議所会頭)
- 半澤政二 (福井県三國町長)
- 藤原作弥 (時事通信社解説委員長)
- 藤原房子 (生活評論家)
- 堀 徹男 (日本放送協会解説主幹)
- 堀部政男 (一橋大学教授)
- 持永堯民 (地方自治情報センター理事長)
- 百 英 (行政情報システム研究所理事長)
- 吉田信行 (産業経済新聞社論説委員長)
- 吉永みち子 (作家)
- 鷺尾悦也 (日本労働組合総連合会事務局長)
- 和田正江 (主婦連合会副会長)

自治省の『住民基本台帳法改正試案』

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュース (年4回刊)をお送りします。 年会費 正会員10,000円、賛助3,000円 (ともに年間購読料 3,000円含む)

NetWorkのつぶやき

- ・ことしの夏はいつになく暑い。
- ・自治省のプライバシー公有化構想、人間バーコード構想を潰すためには、国民がもっと熱くならなければ。
- ・自治省に、秋風が身にしみる思いを!

(T)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 東京都豊島区西池袋 3 - 25 - 15 IBビル10F 〒171 Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590

1997.10発行 CNNニュース No.12

編集及び発行人